

兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー募集事業 仕様書〈歩道橋・跨道橋〉

1 表示方法について

(1) 表示箇所

歩道橋又は跨道橋（以下、「歩道橋等」という。）の壁面に表示すること。ただし、原則として反対車線にはみ出してはいけない。

(2) 表示面積

既存の歩道橋等の名称、所在地等の表示を含め5㎡以下（歩道橋等の両面に表示する場合は両面合計で5㎡以下）とする。ただし、表示する壁面の面積の1/5を越えてはならない。

(3) 文字等

ア 1文字の大きさは最大で縦横30cm角以内とする。

イ ロゴマークは2文字以内の大きさとする。

(4) 色彩等

ア 文字及びロゴマークは単色とし、蛍光色、反射性の強い色は使用しないこと。

イ 文字及びロゴマークに赤、黄、緑又は青を使用する場合は、ドライバーが信号又は標識と誤認しないよう配慮すること。

ウ 地色は、透明又は歩道橋等の壁面と同色とする。ただし、文字及びロゴマークの色が歩道橋等の壁面と類似色の場合は、地色を白とすることができる。

(5) その他

ア 形状等の統一性、歩道橋等との調和に十分配慮すること。

イ 信号や標識等と誤認させるようなもの等、歩道橋等に表示する内容、方法等として不適切なものでないこと。

ウ 近隣の地域名を含むなど、歩道橋等の所在地を誤認させる名称でないこと。

2 施工方法について

(1) シールによる場合

ア 製品

(ア) 3～5年（別途県と交わす契約による）以上の耐候性を有する屋外用製品で、塗装面に貼り付けた実績のあるもの。

(イ) 1年を通して外気及び歩道橋等の温度に耐えうるキャスト製法のもの。

(ウ) 材質は、ポリ塩化ビニルフィルム又はアクリルフィルムを想定している。

(エ) 粘着力は、19N（JIS Z0237に準じる）相当以上とする。

(オ) 厚さは、粘着剤を含め、印刷フィルムは0.09mm以下、ラミネートフィルムは0.08mm以下（JIS K7130に準じる）とする。

(カ) 粘着剤面にガラスビーズを含める等、印刷フィルムの剥離時の糊残りを少なくする機能があること。

(キ) 貼り付けた表面にフッ素コートによる防汚処理がされていること。

(ク) 紫外線カット率（JIS A5759に準じる）が98%相当以上であること。

イ その他

(ア) メーカーが指定する貼付方法に従って施工すること。

(イ) 別に定める特記仕様書によること。

(ウ) 兵庫県「土木工事共通仕様書」によること。

(2) 塗装による場合

ア 兵庫県「土木工事共通仕様書」によること。

イ 別に定める特記仕様書によること。

3 施工者について

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る建設業の許可を有すること。

兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー募集事業 仕様書<トンネル>

1 表示方法について

- (1) 表示箇所
トンネル坑口の壁面に表示すること。ただし、原則として反対車線にはみ出し
てはいけない。
- (2) 表示面積
既存のトンネル名称の表示を含め 5 m²以下（トンネル両面に表示する場合は両
面で 5 m²以下）とする。ただし、表示する壁面の面積の 1/5 を越えてはならない。
（従前の名称を覆うために要する最小限の面積が 5 m²を超える場合は、個別協議）
- (3) 文字等
ア 1文字の大きさは最大で縦横 30 c m角以内とする。
イ ロゴマークは 2文字以内の大きさとする。
- (4) 色彩等
ア 文字及びロゴマークは単色とし、蛍光色、反射性の強い色は使用しないこと。
イ 文字及びロゴマークに赤、黄、緑又は青を使用する場合は、ドライバーが信号
又は標識と誤認しないよう配慮すること。
ウ 地色は、トンネル坑口の壁面と同色又は無彩色とする。
- (5) その他
ア 形状等の統一性、トンネルとの調和に十分配慮すること。
イ 信号や標識等と誤認させるようなもの等、トンネルに表示する内容、方法等と
して不適切なものでないこと。
ウ 近隣の地域名を含むなど、トンネルの所在地を誤認させる名称でないこと。

2 施工方法について

- (1) 道路標識設置基準・同解説（昭和 62 年 1 月公益社団法人日本道路協会編集発行）
に基づいて施工するものとする。
- (2) 表示板は既存の名称表示を覆い隠せるように設置すること。また取付方法は、
適正な強度及び耐久性を有するよう協議するものとする。（参考図を参照）
- (3) 表示板基材には、厚さ 2 mm のアルミニウム合金板を使用すること。
- (4) 表示板裏面の補強材は I 型を用いて 200mm 間隔でスポット溶接し、基板端部は
2 点溶接を行うことが望ましい。
- (5) 表示面の印刷は、対候性を考慮したインクジェットプリントを標準とする。
- (6) 表示板のアルミ材を除いた部分に鋼材を使用する場合には、HD Z 55 以上の溶
融亜鉛メッキ処理を行うことが望ましい。
- (7) 鋼材に塗装処理を行ったものを使用する場合は、下地に熔融亜鉛メッキを施す
ことが望ましい。
- (8) ボルト・ナット類も熔融亜鉛メッキ処理品の使用が望ましい。
- (9) その他
ア 別に定める特記仕様書によること。
イ 兵庫県「土木工事共通仕様書」によること。

3 施工者について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による土木工事業に係る建設業の許可
を有すること。

トンネル名称板設置 (S = 1/20)

